

# 宇治市公報

宇治市宇治琵琶33  
発行 宇治市  
総務・市民協働部  
総務課  
電話 22-3141番  
印刷 宇治市横島町吹前123-4  
（南山城複写センター）

## 目次

### 規 則

- 規則第22号 宇治市水道事業給水条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………（水道総務課）…2
- 規則第23号 宇治市公共下水道使用料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………（下水道計画課）…2

### 告 示

- 告示第81号 国土調査の実施……………（建設総務課）…2

### 公 告

- 公告第29号 予防接種の実施……………（保健推進課）…2
- 公告第30号 予防接種の実施……………（健康づくり推進課）…11

### 公 営 企 業

- 公告第20号 令和4年度下水道排水設備工事責任技術者試験及び更新講習の実施……………13

**規 則**

宇治市水道事業給水条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を、ここに公布する。

令和4年6月17日

宇治市長 松村 淳子

**宇治市規則第22号**

宇治市水道事業給水条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

宇治市水道事業給水条例の一部を改正する条例（令和4年宇治市条例第9号）の施行期日は、令和4年10月1日とする。

（揭示済）

宇治市公共下水道使用料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を、ここに公布する。

令和4年6月17日

宇治市長 松村 淳子

**宇治市規則第23号**

宇治市公共下水道使用料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

宇治市公共下水道使用料条例の一部を改正する条例（令和4年宇治市条例第10号）の施行期日は、令和4年10月1日とする。

（揭示済）

**告 示**

**宇治市告示第81号**

国土調査の実施について

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により国土調査を次のとおり実施しますので、同法第7条の規定により告示します。

令和4年6月20日

宇治市長 松村 淳子

- 1 事業計画が定められた年月日  
令和4年4月1日
- 2 調査を実施する者の名称  
宇治市
- 3 調査地域  
宇治市小倉町西浦の一部及び神楽田の一部
- 4 調査期間  
令和4年6月30日から令和5年3月31日まで

（揭示済）

**公 告**

**宇治市公告第29号**

予防接種の実施について

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、令和4年度におけるA類疾病予防接種について次のとおり公告します。

令和4年7月1日

宇治市長 松村 淳子

**1. 定期予防接種**

種目	対象年齢※a	回数	標準的な接種方法	時期	場所		
集団接種	BCG	1回	3か月児健康診査時に推奨日を案内。実施日に来られない場合は、1歳未満の別日に接種。	推奨月	（健やかセンター）		
ヒブ （インフルエンザ菌b型） ※1	生後2か月以上5歳未満	（初回接種開始） 生後2か月以上7か月未満 標準年齢※b	初回	3回	各回の間は27から56日（医師が認める場合は20日）までの間隔をおいて接種。		
			追加	1回	初回（3回目）終了後、7から13か月までの間隔をおいて接種。		
		（初回接種開始） 生後7か月以上12か月未満	初回	2回	各回の間は27から56日（医師が認める場合は20日）までの間隔をおいて接種。		
			追加	1回	初回（2回目）終了後、7から13か月までの間隔をおいて接種。		
		（初回接種開始） 1歳以上5歳未満		1回			
	小児用肺炎球菌 （13価） ※2 ※3	生後2か月以上5歳未満	（初回接種開始） 生後2か月以上7か月未満 標準年齢※b	初回	3回		各回の間は27日以上の間隔をおいて接種（初回（3回目）までの接種は1歳未満に行う。）。
				追加	1回		生後1歳以降、初回（3回目）終了後、60日以上の間隔をおいて接種（標準として生後12から15か月までの間に行う。）。
			（初回接種開始） 生後7か月以上12月未満	初回	2回		各回の間は27日以上の間隔をおいて接種（初回（2回目）までの接種は1歳未満に行う。）。
				追加	1回		生後1歳以降、初回（2回目）終了後、60日以上の間隔をおいて接種（標準として生後12から15か月までの間に行う。）。
			（初回接種開始） 1歳以上2歳未満		2回		各回の間は60日以上の間隔をおいて接種。
		（初回接種開始） 2歳以上5歳未満		1回			

個別接種	B型肝炎		1歳未満		3回	1回目は生後2か月以降に接種。 2回目は27日以上の間隔をおいて接種。 3回目は1回目の接種から139日以上の間隔をおいて接種。	通年 予防接種協力医療機関	
	ロタウイルス※4	ロタリックス(1価)	生後6週0日～24週0日		2回	27日以上の間隔をおいて2回経口接種。		
		ロタテック(5価)	生後6週0日～32週0日		3回	27日以上の間隔をおいて3回経口接種。		
	4種混合(DPT-IPV)※5		生後3か月以上90か月未満	1期 (ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ)	初回	3回		各回の間は20から56日までの間隔をおいて接種。
					追加	1回		初回(3回目)の終了から12から18か月までの間隔をおいて接種。
	3種混合(DPT)※5		生後3か月以上90か月未満	1期 (ジフテリア・百日せき・破傷風)	初回	3回		各回の間は20から56日までの間隔をおいて接種。
					追加	1回		初回(3回目)の終了から12から18か月までの間隔をおいて接種。
	不活化ポリオ(IPV)※6		生後3か月以上90か月未満		初回	3回		各回の間は20から56日までの間隔をおいて接種。
					追加	1回		初回(3回目)の終了から12から18か月までの間隔をおいて接種。
	麻しん風しん混合(MR)※7		生後12か月以上24か月未満 小学校就学前の1年間 昭和37年4月2日生～昭和54年4月1日生の男性	1期 2期 5期		1回 1回 1回		
水痘		生後12か月以上36か月未満			2回	生後12から15か月に至るまでに1回目の接種を行い、6から12か月までの間隔をおいて2回目を接種。		
日本脳炎※8		生後36か月以上90か月未満 標準年齢※b	1期	初回	2回	各回の間は6から28日までの間隔をおいて接種。		
		9歳以上13歳未満	2期	追加	1回	初回(2回目)の終了からおおむね1年の間隔をおいて接種。		
2種混合(DT)※9		11歳以上13歳未満	2期 (ジフテリア・破傷風)		1回			
ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん予防)※10		(定期接種対象者) 小学校6年生～高校1年生相当の女子(標準的な接種期間) 中学校1年生の間(キャッチアップ接種対象者) 平成9年4月2日生～平成18年4月1日生の女子			3回	【標準的な接種方法】 サーバリックス(2価) 1か月間隔をおいて2回目接種後、初回接種から6か月後に接種。 ガーダシル(4価) 2か月の間隔をおいて2回目接種後、初回接種から6か月後に接種。		

2. BCG実施日程

会場：健やかセンター（うじ安心館内）

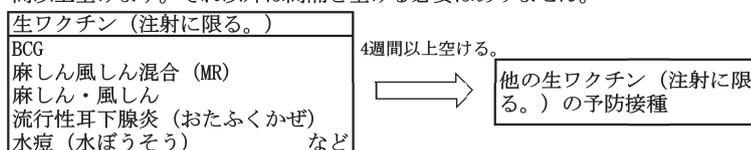
受付時間：午後1時15分から午後2時25分まで

整理番号札を会場で配布します。

誕生年月	推奨月	日程			
令和3年10月生	令和4年4月	11日(月)	12日(火)	13日(水)	
11月生	5月	13日(金)	24日(火)	25日(水)	
12月生	6月	8日(水)	27日(月)	29日(水)	
令和4年1月生	7月	11日(月)	12日(火)	28日(木)	
2月生	8月	8日(月)	29日(月)	30日(火)	
3月生	9月	5日(月)	28日(水)	29日(木)	
4月生	10月	4日(火)	27日(木)	28日(金)	
5月生	11月	1日(火)	28日(月)	30日(水)	
6月生	12月	1日(木)	14日(水)	23日(金)	
7月生	令和5年1月	10日(火)	23日(月)	24日(火)	
8月生	2月	9日(木)	21日(火)	22日(水)	
9月生	3月	2日(木)	24日(金)	27日(月)	

3. 異なる種類のワクチンの接種間隔

生ワクチン（注射に限る。）の次に他の生ワクチン（注射に限る。）を接種するときは4週間以上空けます。それ以外は間隔を空ける必要はありません。



※問合せ先：ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）以外・・・保健推進課  
ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）・・・・健康づくり推進課

※a対象年齢・・・法律で定められた接種年齢。

※b標準年齢・・・国が接種を奨める望ましい年齢（詳しくは母子健康手帳又は予防接種手帳をご覧ください。）

（注）対象年齢や接種期間等、決められた留意事項をお守りください。定期予防接種を対象年齢・接種期間以外で接種された場合、任意接種としての取扱いになり、自己負担になりますのでご了承ください。

※1 生後2か月以上12か月未満に初回の接種を開始した者が、初回（2回目又は3回目）の接種を終了せずに、生後12か月を超えた場合は、初回（2回目又は3回目）の接種はせず、最後の初回の接種終了後27日間（医師が認める場合は20日間）以上の間隔をおいて追加の接種をしてください。

※2 生後2か月以上7か月未満に初回の接種を開始した者が、初回（2回目）の接種が、生後12か月を超えた場合は、初回（3回目）の接種はせず、最後の初回の接種終了後60日間以上の間隔をおいて追加の接種をしてください。

※3 生後2か月以上12か月未満に初回の接種を開始した者が、初回（2回目）の接種を終了せずに、生後24か月を超えた場合は、初回（2回目）の接種はせず、最後の初回の接種終了後60日間以上の間隔をおいて追加の接種をしてください。

※4 初回接種については、生後2か月に至った日から出生14週6日後までの間を標準的な接種期間とします。また、原則として同一ワクチンを複数回（2回又は3回）接種してください。

※5 4種混合ワクチンは、3種混合と不活化ポリオを合わせたワクチンです。これから接種を開始される方は、4種混合ワクチンを接種しましょう。

※6 4種混合ワクチンは、不活化ポリオワクチンが含まれています。4種混合ワクチンで接種開始された方は、不活化ポリオワクチンの接種の必要はありません。

※7 平成31年2月の予防接種法施行令の改正により、昭和37年4月2日生から昭和54年4月1日生の男性で、事前に抗体検査を受けた結果「陰性」となった場合は、令和5年3月31日までの間に限り、麻しん風しん混合ワクチンを無料で接種することができます。

※8 平成25年4月の法改正にて、日本脳炎ワクチンの差し控え期間に接種機会を逃した人（平成7年4月2日生から平成19年4月1日まで）は、20歳未満までの間に定期接種として、不足分日本脳炎ワクチンを無料で接種することができます。平成19年4月2日から平成21年10月1日までに生まれた人で、3歳以上7歳6か月未満の間に1期が終了していない場合は、9歳以上13歳未満の間は定期接種として1期の不足回数分を接種することができます。

※9 4種混合ワクチン又は3種混合ワクチン接種の基礎免疫（1期）に続き、追加免疫を与えるために接種。

※10 令和4年4月の法改正にて、ヒトパピローマウイルス感染症ワクチンの差し控え期間に接種機会を逃した人（平成9年4月2日生から平成18年4月1日生）は令和7年の3月31日までの間に定期接種として、不足分ヒトパピローマウイルス感染症ワクチンを無料で接種することができます。

※長期にわたる疾病等のために定期予防接種を受けることができなかった者に対する機会の確保について  
定期予防接種の対象者であった間に、長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等の特別な事情により、定期予防接種を受けることができなかったと認められる場合、当該特別な事情がなくなった日から2年以内（上限年齢あり）に定期予防接種として接種することができます。

令和4年度 予防接種協力医療機関

【宇治市】

医療機関名	接種医師名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	*実施種目									
						ヒ7 肺炎球菌	B ロタ	4	3	ボ 麻疹	麻 風	水	日	2	HPV
あさくら診療所	河本一成・西田修・上赤賢司・平松まき・池野文昭・富岡裕彦	611-0033	大久保町山ノ内19-1	46-5151	46-5207	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
浅妻医院	浅妻典子・浅妻正道	611-0044	伊勢田町名木3-1-30	44-0888	46-3253	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
あべじゅん婦人科	阿部純	611-0013	荒道荒嶺1-50	46-8639	46-8445	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
いかた医院	役明子	611-0014	明星町2-9-83	23-1736	22-6334	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
いしのこどもクリニック	石野雄一	611-0001	六地蔵奈良町74-1 パデジオン六地蔵 サ・ミッドモール2階	38-5200	38-5201	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
小児科いしはらクリニック	石原由理・濱中佳奈	611-0003	平尾台4-5-2	38-1617	38-1645	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
今林医院	今林丈士	611-0042	小倉町西浦88-39	21-4522	21-8268	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
植田医院	植田英嗣	611-0042	小倉町南浦18-122	21-6111	21-6222	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
上田診療所	上田通章	611-0013	荒道平町17	22-7586	22-7585	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
上ノ山吉岡医院	吉岡うた子	611-0033	大久保町上ノ山21-1	43-4181	45-2760	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
宇治武田病院	仲裕美子・菊地顕	611-0021	宇治里尻36-26	25-2500	25-2353	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
宇治徳洲会病院	丸山立憲・牧野茂・重松陽介・栗園仁志・篠塚淳・門脇紗也香・奥村謙一・西角元一・瀧岡建城・樋口裕子・高田秀一・河辺公志・竹本隆博・田中俊樹・長瀬直由美・斉藤昌彦・大山和恵・小林都・楠本泰	611-0041	植島町石橋145	20-1111	20-2336	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
宇田医院	宇田裕子	611-0021	宇治式番48-1	23-2166	24-6632	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
大石医院	大石嘉啓・大石博・大石嘉恭	611-0002	木幡陣ノ内20	31-8354	33-5834	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
大石木幡医院	大石明人・大石律子・大石健	611-0002	木幡大瀬戸46	33-0306	33-4031	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
大石三室戸医院	大石律子・大石明人・大石健	611-0013	荒道荒嶺28-3	24-0306	24-3626	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
岡田医院	岡田勝弘	611-0042	小倉町天王31-5	24-7755	20-4488	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
小田部小児科内科医院	小田部修・小田部榮助	611-0001	六地蔵町並32	32-6205	33-4796	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
おやいづ医院	小柳津治樹	611-0043	伊勢田町南山152-6	41-6013	41-6013	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
かどさか内科クリニック	門阪薫平・門阪庄三	611-0003	平尾台4-3-2	31-1077	31-1087	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
こいづみ医院	小泉修一	611-0027	羽拍子町82-1	48-1240	48-1241	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
こうどう小児科	幸道直樹・幸道和樹	611-0013	荒道西単上り4-23	33-8886	38-2301	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
小山医院	小山正彦・小山栄子	611-0002	木幡御蔵山39-602	31-5455	33-3755	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
小山内科医院	小山邦彦	611-0033	大久保町北の山24-1 ホクエビル4階	46-3211	46-3030	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
才田小児科医院	才田達	611-0032	寺山台1-9-2	48-3112	48-3318	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
笹平診療所	柏谷亘	611-0042	小倉町南堀池109	21-4523	24-7783	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
曾我産婦人科	曾我洋士	611-0043	伊勢田町大谷61-22	20-0006	22-8217	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●



